

バーの記載と、本人確認書類の提示が写しの添付が必要です。

本人確認書類提示の例

例1…マイナンバーカード(個人番号カード)のみ

例2…通知カード+運転免許証、健康保険証など

申告のときに必要なもの

①申告書と印鑑、マイナンバーカードなどの本人を確認できる書類

②給与所得者は、源泉徴収票または給与支払証明書

③営業・農業などの事業所得者は、収入と支出の分かる帳簿や固定資産税土地家屋課税証

明書など

④医療費、社会保険料、国民年金保険料、寄付金、生命保険料、地震保険料などの控除を受ける人は、領収書や証明書など

⑤前年、確定申告をした人は、確定申告書の控え

申告書の発送

各申告書は2月上旬までに発送します。市県民税の申告書は、扶養家族として申請のあった人には送付しないので、平成29年中に28万円以上所得のあった人は、市税務課に問い合わせてください。

申告の混雑解消に協力を

●経費や医療費などは、集計を済ませてきてください。済んでいないと、集計が終わるまで順番を待つことがあります。●相談の必要がない人は、郵送や電子申告(e・Tax)を利用しましょう。

〈税務署や税理士などへ〉

次の人は、銚子税務署や青色申告会で申告するか、税理士に依頼してください。

①青色申告の人
②事業、不動産所得がある白色申告者で、収入金額合計が1、

000万円以上の人

③土地・建物、株式・投資信託、先物の譲渡所得、配当所得、山林所得のある人

④雑損控除を受ける人

⑤そのほか複雑な案件

〈銚子税務署申告書作成・相談会〉

源泉徴収票などの書類のほか、印鑑、筆記用具、計算器具を持参してください。

期間／2月16日(金)～3月15日(木)
※土・日曜日を除く。
受付時間／午前8時30分～午後4時

場所／銚子商工会館1階(銚子市三軒町19-4)

〈インターネットでe・Tax〉

国税庁のホームページで所得税の確定申告や収支計算書などが作成できます。作成した申告データは、e・Taxで管轄の税務署に送信することができます。送信には電子証明書や、ICカードリーダーライタなどが必要

問い合わせ先

●所得税の確定申告

銚子税務署

☎0479-22-1571

●市県民税の申告

市税務課課税班

☎62-5321

専門家が疑問を解決 「税の無料申告相談」

◆所得税と復興特別所得税・消費税・事業税・住民税申告書作成相談会

土地や建物、株式などの譲渡所得があるなど、相談内容が複雑な人への申告書作成のアドバイスも行います。

期 日	場 所
2月7日(水)、8日(木)	市役所本庁分室

◆税理士による無料申告相談会

小規模事業者、給与所得者、年金受給者が対象です。

期 日	場 所
2月7日(水)、8日(木)	市役所本庁分室
2月23日(金)	第二市民会館

〈共通事項〉

受付時間／午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

給与支払報告書・源泉徴収票は 1月31日(水)までに提出を

給料、賃金などの支払者は、1月31日までに「給与支払報告書(市区町村提出用)」を作成し、受給者の住所地の市区町村に提出してください。同時に作成された「源泉徴収票(受給者交付用)」を全ての受給者に交付し、給与支払金額が一定額以上のものは、税務署にも提出してください。

青色申告をする事業主で、専従者給与を支払った人や臨時の従業員に賃金などを支払った人も同様です。

確定申告などの際に必要 公的年金の源泉徴収票を発送中

1月中旬から順次発送されている「平成29年分公的年金等の源泉徴収票」は、所得税の確定申告などの際に必要ですので、届いたら大切に保管してください。

2か所以上に提出の必要があるなど再交付が必要な場合は、ねんきんダイヤル(☎0570-051165)で受け付けています。

※050から始まる電話からは(☎03-6700-1165)へ。

受付時間／●月～金曜日：午前8時30分～午後5時15分(月曜日は午後7時まで) ●第2土曜日：午前9時30分～午後4時

くわしくは佐原年金事務所(☎0478-54-1442)へ。

中学生の「税についての作文」「税の標語」 市内から6人が入選

受賞者(敬称略)

作文／●国税庁長官賞：渡邊七海(海上中・3年) ●東京国税局管内納税貯蓄組合連合会優秀賞：石毛菜々美(海上中・3年) ●銚子税務署長賞：飯嶋杏佳(二中・3年) ●旭市長賞：穴澤凜(二中・3年)

標語／●銚子税務署長賞：向後華音(二中・3年) ●東京国税局関税会連合会入選：石毛菜々美(海上中・3年)

受け付けは2月16日(金)から3月15日(木)まで

「市県民税の申告」と「所得税の確定申告」

税金の申告時期まであとひと月。準備は済みましたか？
申告の受け付けは別表のとおりで、
住んでいる地域にかかわらずどの場所でも行えます。

申告が必要な人

〈市県民税の申告〉

今年の1月1日現在市内に住んでいて、平成29年中(1～12月)に事業、不動産、利子、配当、給与、雑、譲渡、一時、山林などの所得があった人。
収入がなくても申告を

無収入の人でも、申告書の「前年中所得のなかった方の記入欄」に記入し、提出してください。各種証明書の交付や、国民健康保険税の軽減などに必要です。

税務署に所得税の確定申告書を提出した人、給与所得だけで勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている人、年金所得だけで、年金保険者から市

〈所得税の確定申告〉

役所に年金支払報告書が提出された人は、市県民税の申告は必要ありません。

● 事業や不動産、年金などの所得がある人で、所得が基礎控除(38万円)とそのほかの所得控除の合計額を超える人
● 給与収入が2,000万円を超える人
● 給与所得者で、給与所得以外の所得が20万円を超える人
※ 20万円以下でも市県民税の申告は必要です。

● 2か所以上から給与を受けている人
● 同族会社の役員などで、その会社などから給与所得のほか、貸付金の利子や不動産の使用料の支払いを受けている人

年金所得者の申告手続き

公的年金などの収入金額が400万円以下で、そのほかの所得が20万円以下の人は、所得税の確定申告は必要ありませんが、所得税の還付を受けるには確定申告書の提出が必要です。各種控除を追加するときや公的年金以外の所得があるときは、市県民税の申告書の提出が必要です。
復興特別所得税の記入漏れに注意
平成25年から49年までの各年の申告では、所得税と併せて「復興特別所得税」の申告や納付が必要です。記入漏れのないように注意してください。

マイナンバーの記載が 必要です

申告手続きなどにはマイナン

【別表】申告の期間と場所

受付時間／午前8時30分～正午、午後1時～4時(相談は5時まで)

◆2月 ○印…受付日

場 所	16日(金)	17日(土)	18日(日)	19日(月)	20日(火)	21日(水)	22日(木)	23日(金)	24日(土)	25日(日)	26日(月)	27日(火)	28日(水)
市役所本庁分室	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○
海上支所1階特設会場	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-
飯岡支所1階特設会場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
干潟支所1階特設会場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

◆3月

場 所	1日(木)	2日(金)	3日(土)	4日(日)	5日(月)	6日(火)	7日(水)	8日(木)	9日(金)	10日(土)	11日(日)	12日(月)	13日(火)	14日(水)	15日(木)
市役所本庁分室	○	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○
海上支所1階特設会場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飯岡支所1階特設会場	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
干潟支所1階特設会場	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-

※給与所得者や年金所得者の還付申告に限り、2月15日(木)から市役所本庁分室で受け付けます。

早めに準備開始ですよ

